

長浜市消防水利施設維持方針（案）に対するパブリックコメントの実施結果

- ・意見募集期間 令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金）
- ・意見提出方法 電子申請フォーム、電子メール、郵送、ファクシミリ又は窓口
- ・意見提出者 1名 1件
- ・意見の概要と意見に対する市の考え方

意見要旨	意見に対する市の考え方
余呉地域等においては、消防水利を、「消火栓、水道水を水源とする防火水槽のみ」に依存することはできないため、防火用水用の貯水池も、長寿命化を図る維持管理施設の対象に含めることを明記すべきと考えます。	本方針は、市が設置・管理する消火栓、防火水槽および消防水利標識を対象とし、それらの計画的な整備および維持管理を目的として策定したものです。防火用水用の貯水池につきましては、本方針の対象には含まれておりません。 ただし、これらの貯水池に関しては、消防水利としての利用状況や設置経緯、現在の管理状況などを十分に踏まえ、必要に応じた対応を行ってまいります。 以上の理由から、本方針につきましては、原案の内容を維持した形で進めることといたします。